

院内感染防止対策に関する基本指針

【院内感染対策に関する基本的な考え】

院内感染防止対策は医療の質に関わる重大な課題であり、法人及び全職員が、院内感染対策の必要性・重要性を認識し、積極的に対応することが重要です。

医療ケアを行う際に起こりうる患者・職員への感染症伝播リスクを最小限にするために「標準予防策」の観点に基づき対策を実践し、併せて感染症患者には感染経路別予防策を徹底します。

当院は感染症の発生防止に努めるとともに、感染症が発生した場合に迅速かつ適切な対策を行うことにより速やかにその制圧・終息を図ることを目的とし、下記の取り組みを行っています。

院内感染対策の組織と業務

- 1) 院内感染防止対策委員会の設置
- 2) 感染防止対策部門の設置・業務指針
- 3) 感染制御チーム (ICT) の設置
- 4) 院内感染管理者の設置
- 5) 感染リンクナース委員会の設置
- 6) 麻生総合病院の感染制御チーム (認定感染制御医師 ICD・感染管理認定看護師 ICN・抗菌薬化学療法認定薬剤師)・柿生記念病院との連携
- 7) 感染症発生時の状況報告体制の構築
- 8) 抗菌薬の適正使用

院内感染防止活動

- 1) 感染防止対策委員会の定期開催
- 2) 生花、鉢植え等 (お見舞い) の病院内への持ち込み制限 [ホームページ参照]
- 3) 感染防止対策チームの定期ミーティング・環境ラウンド
- 4) 抗菌薬適正使用に関する活動 (抗菌薬使用届出制の実施・抗菌薬適正使用の確認)
- 5) 全職員に対し、感染防止対策に関する研修の開催 (年 2 回以上)
- 6) KAWASAKI 地域感染制御協議会への参加